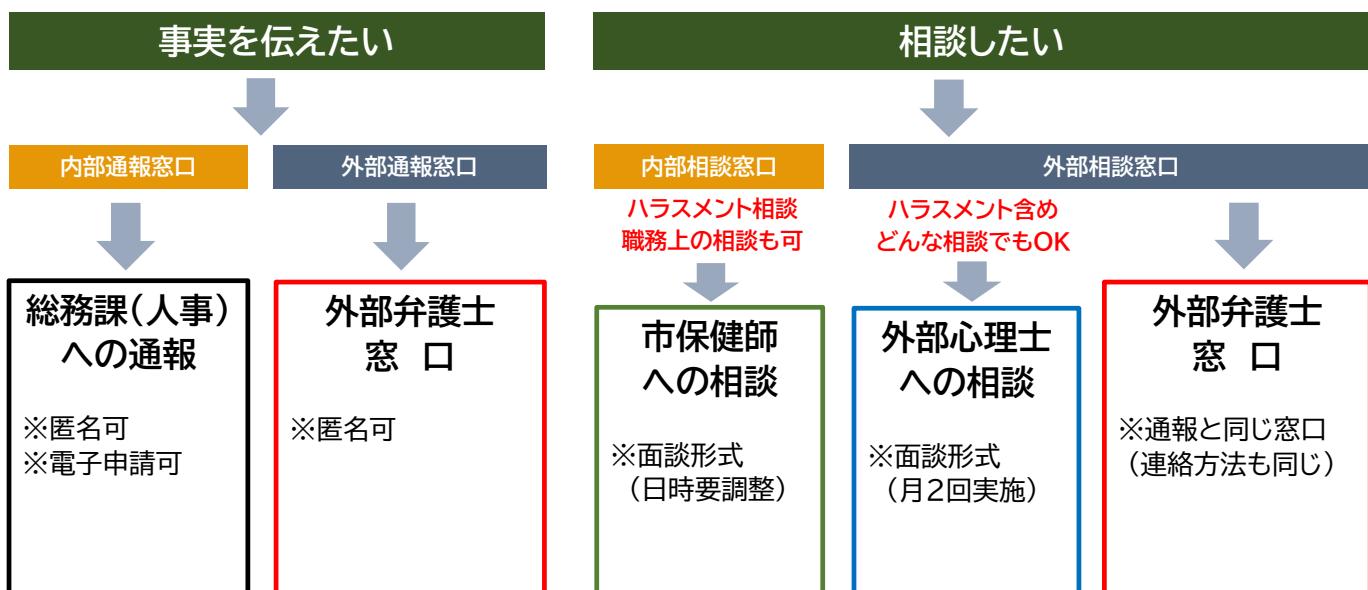


通報者・相談者（本人又は第三者）

通報・相談

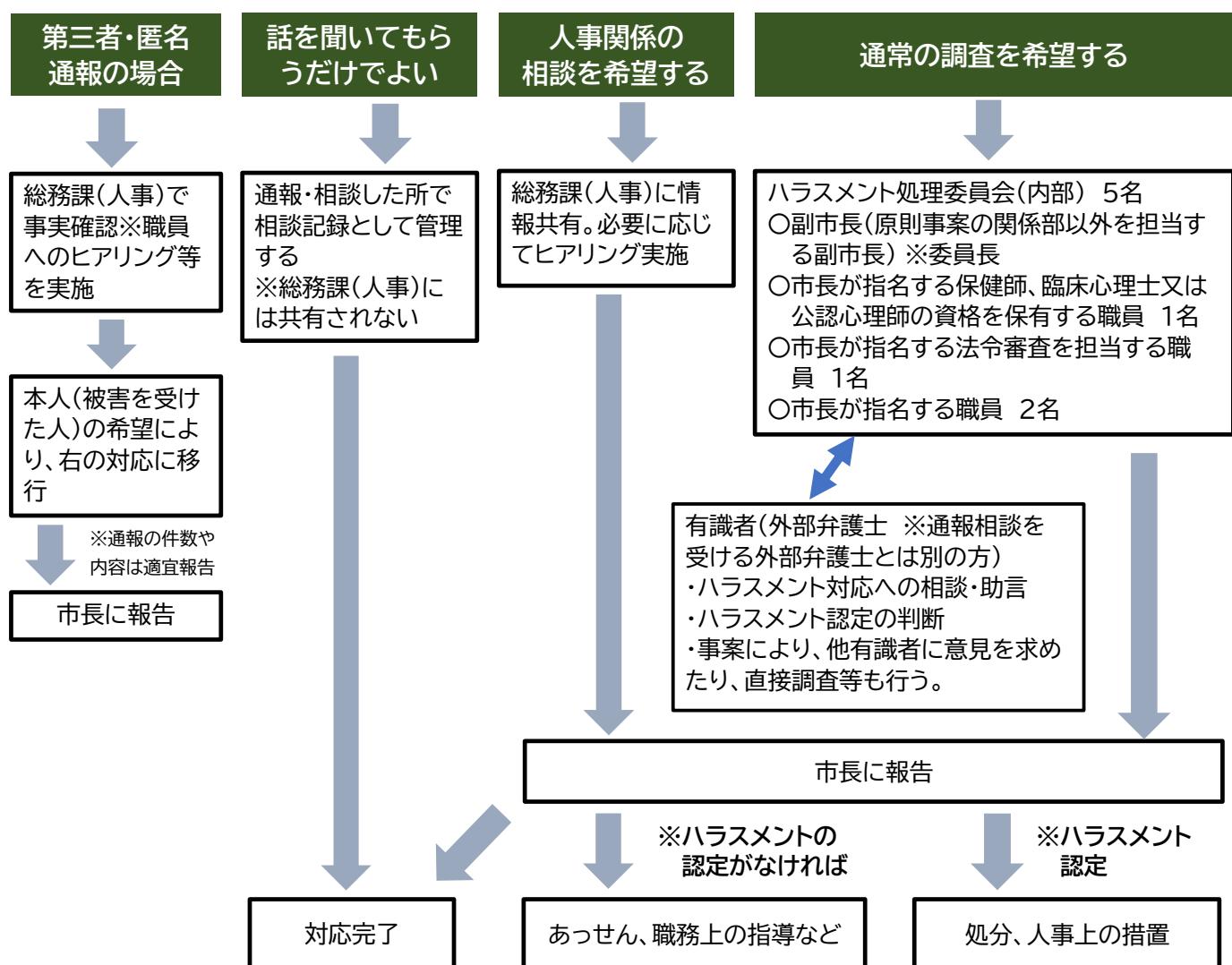


- ・通報・相談したことを理由に、通報・相談者が不利益な取扱いを受けることはありません。
(誹謗中傷や悪意のある虚偽申告は除く。)
- ・通報・相談者が希望しない限り、原則情報が他に伝わったり、調査対応に移ることはありません。
(匿名通報や緊急対応が必要な場合等は除く。)

～以下の対応に移ります～

対応

結果



相談フロー【加害者が特別職(市長・副市長・教育長)の場合】

通報者・相談者(本人又は第三者)

通報
・
相談

事実を伝えたい

相談したい



外部弁護士窓口

※一般職と同じ窓口

- ・通報・相談したことを理由に、通報・相談者が不利益な取扱いを受けることはありません。
(誹謗中傷や悪意のある虚偽申告は除く。)
- ・通報・相談者が希望しない限り、原則情報が他に伝わったり、調査対応に移ることはありません。
(匿名通報や緊急対応が必要な場合等は除く。)

～以下の対応に移ります～

対
応

外部弁護士による調査(一次調査)

- ・関係者の事実確認等の調査を実施



結
果

第三者調査委員会の設置
(条例を提案して設置)

辞職・不信任議決
※ハラスメント行為が
明らかな場合等を想定

その他必要な対応